

吹田市特定事業主行動計画の実施状況（平成17年度～令和2年度）

1 制度の周知、変更等の状況

- (1) 「吹田市特定事業主行動計画～安心して子育てのできる職場づくりプログラム～」の
庁内ネットワークを通じての職員への周知
- (2) 出産、子育てに関する休暇制度等について、「事務の手引」による職員への周知
- (3) 妊娠から出産、子育ての期間中に利用できる休暇や給付金等の各種制度について、「吹
田市職員のための子育て応援ハンドブック」による職員への周知
- (4) 出産、子育てに関する休暇制度等の変更
 - ア 育児時間休暇
 - (ア) 平成21年4月から、対象年齢を生後1年3月から1年6月に変更
 - (イ) 平成29年4月から、男性職員が配偶者と同時に育児時間休暇を取得する際に、対
象となる「親」の範囲を拡大【特別養子縁組の成立について、家庭裁判所に請求した
者で当該子を監護する者、子を委託されている里親であって、養子縁組によって養親
となることを希望している者、養育里親である者を追加】
 - イ 出産補助休暇
平成21年7月から、取得要件の変更【出産予定日の1週間前から→4週間前から】、
取得日数の変更【5日→7日】
 - ウ 子の短期看護休暇
 - (ア) 平成21年4月から、取得日数を5日から7日に変更
 - (イ) 平成22年6月から、取得要件の変更【子の看護→子の看護及び世話（予防接種・
健康診断）】、取得日数の変更【7日→7日（小学生までの子が2人以上の場合10
日）】等
 - エ 育児参加休暇
平成22年1月新設
 - オ 短期介護休暇
平成22年6月新設
 - カ 介護部分休暇
平成29年4月新設
 - キ 介護休暇
平成29年4月から、看護休暇の名称を介護休暇に変更
 - ク 育児休業
 - (ア) 平成22年9月から、配偶者が常態として子どもを養育できる場合でも取得可能に
 - (イ) 平成29年10月から、子が保育所等に入所できない等の場合は、再度の育児休業
又は育児休業の再度の延長可能に

※育児時間休暇、子の短期看護休暇、育児参加休暇、育児休業については、平成29年4月から、対象となる「子」の範囲を拡大【養子縁組里親の職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られないことにより、養育里親の職員に委託された子を追加】

※介護休暇、短期介護休暇については、平成29年4月から、2親等の同居要件を緩和

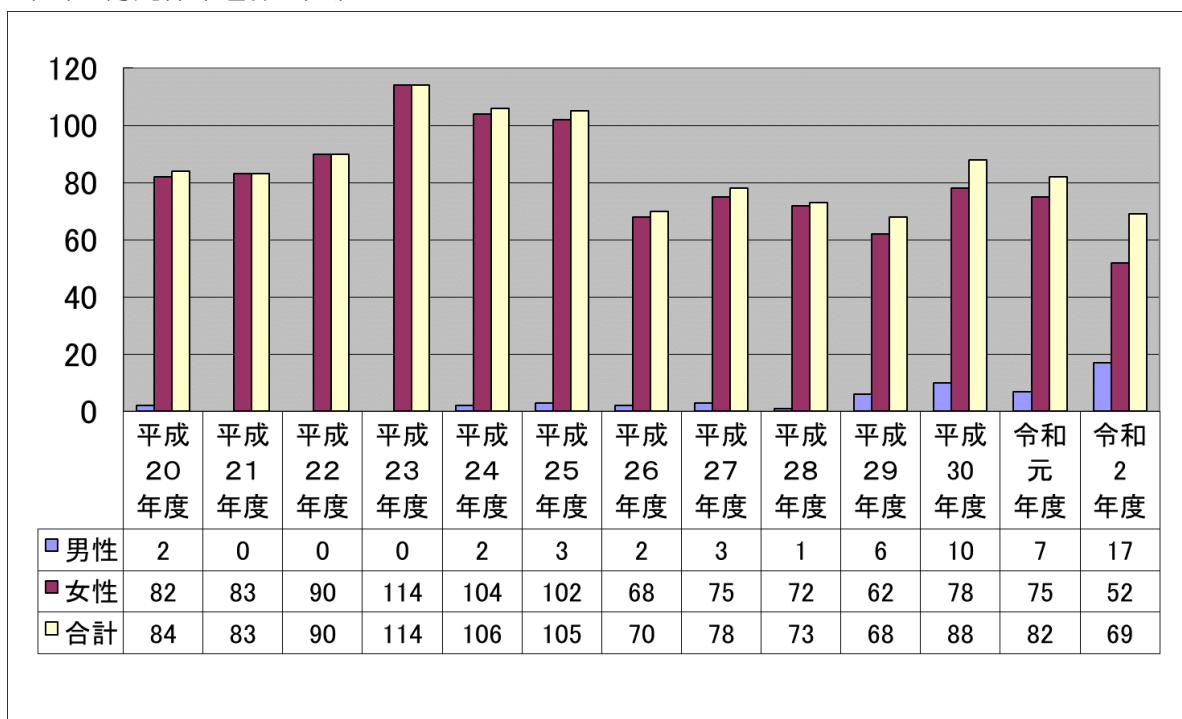
ケ 年次休暇

平成23年7月から、時間単位で取得可能に

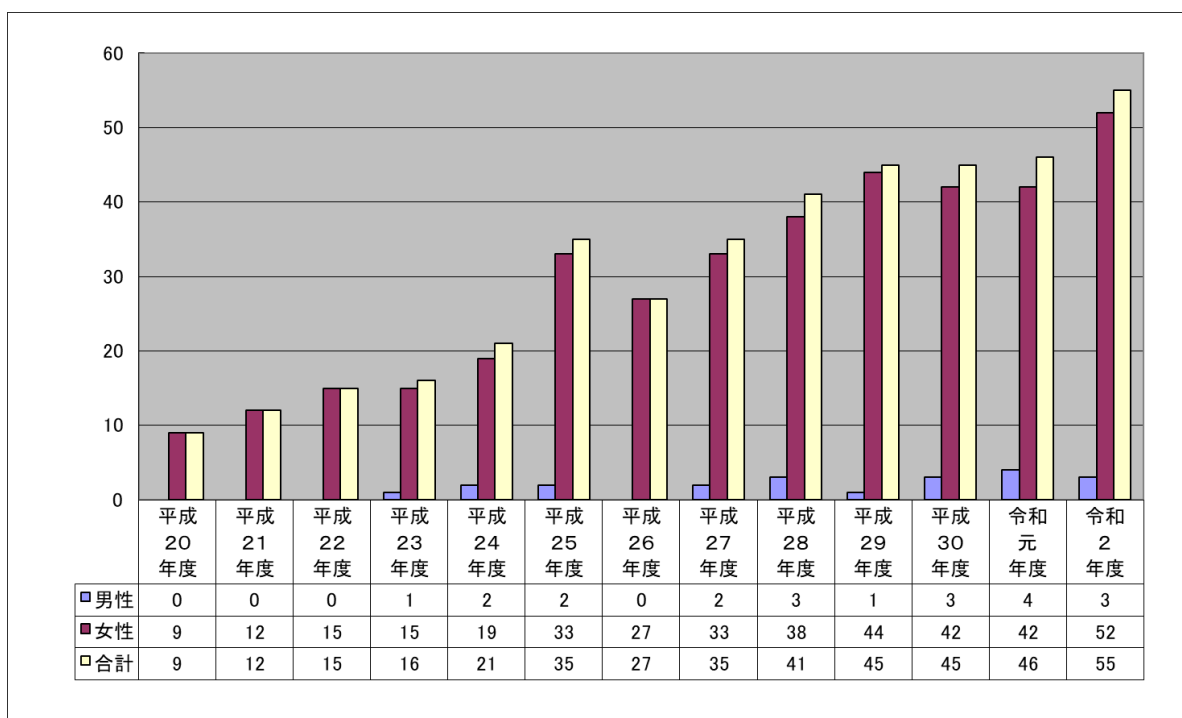
- (5) ノー残業デーの実施、長時間勤務従事者等に係る調査の見直しなど、超過勤務の縮減のための方策について、庁内ネットワーク及び次長会を通じた職員への周知
- (6) 年次休暇等の取得促進について、庁内ネットワークを通じた職員への周知

2 休暇等の取得状況

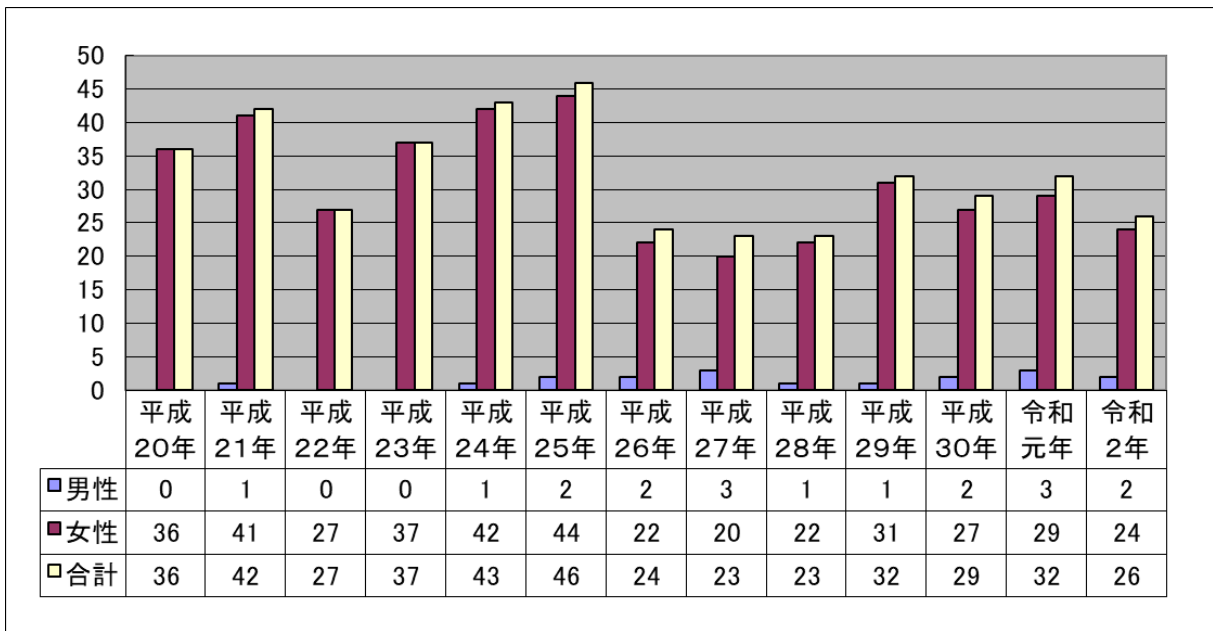
(1) 育児休業者数（人）



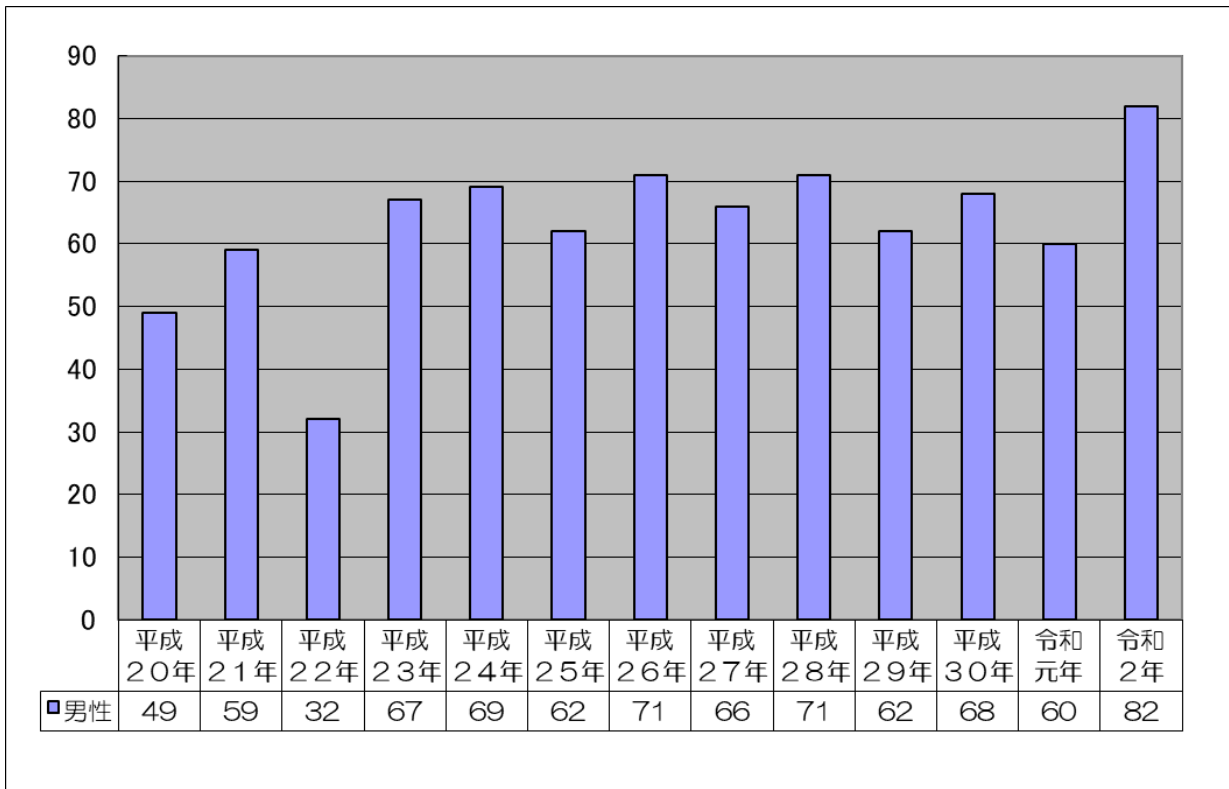
(2) 部分休業者数（人）



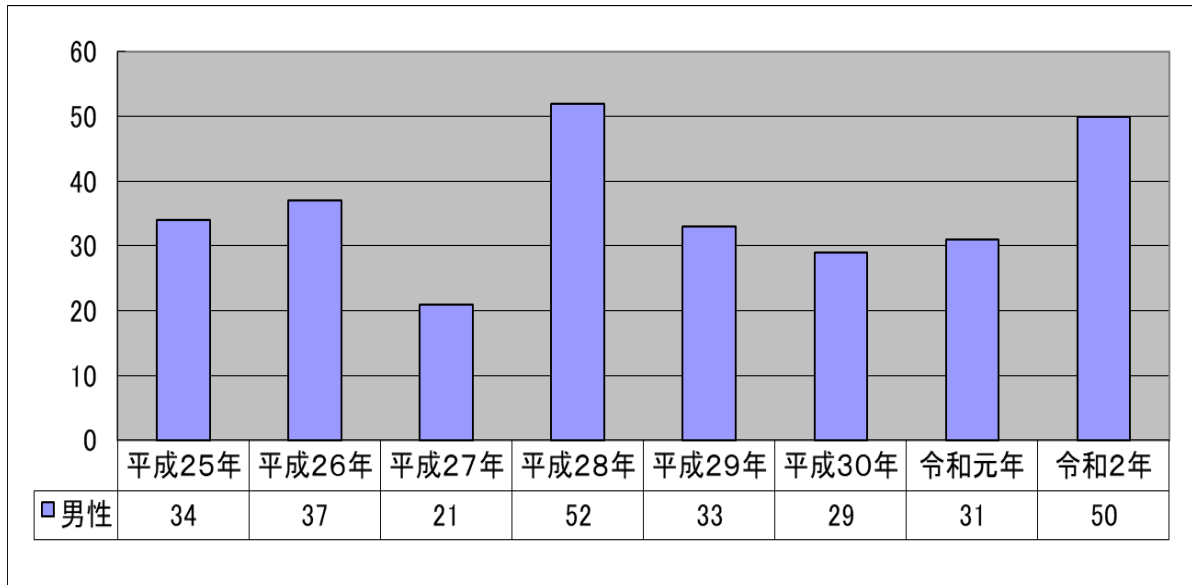
(3) 育児時間休暇取得者数（人）



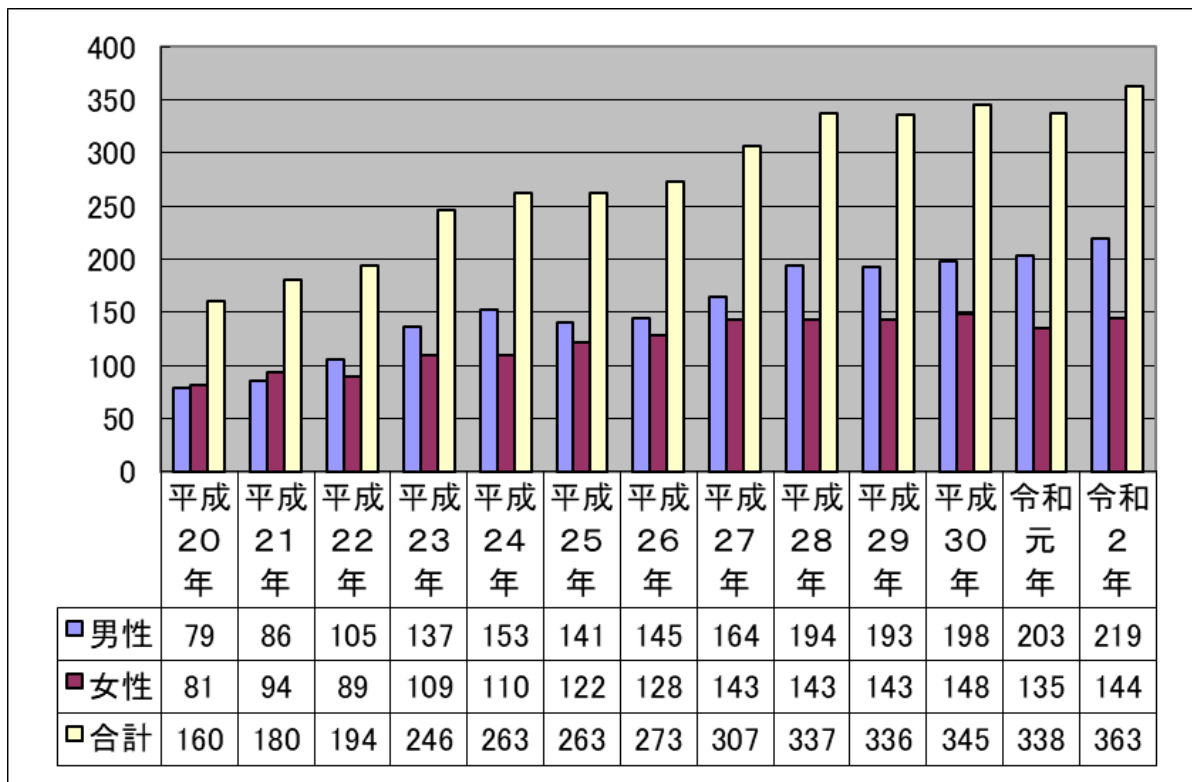
(4) 出産補助休暇取得者数（人）



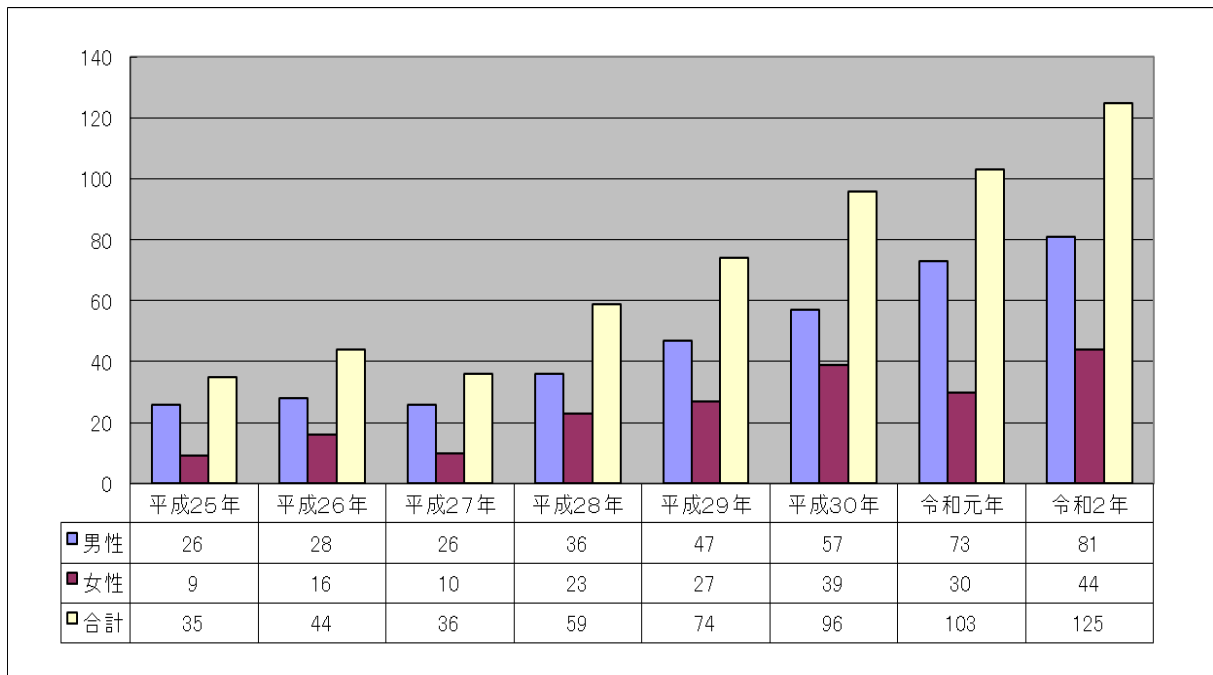
(5) 育児参加休暇取得者数（人）



(6) 子の短期看護休暇取得者数（人）



(7) 短期介護休暇取得者数（人）



(8) 年次休暇平均使用日数（日）

